



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

健康よもやま話

【第八回】 「ジェネリック医薬品」を使うべきかの巻 (後編)

前月号ではジェネリック医薬品の概要についてお話ししました。では、自分が今使っている薬にジェネリック医薬品があるのか調べたい、また実際にジェネリック医薬品を使ってみたいという場合にはどうしたらいいのでしょうか。

今現在、「高血圧」「糖尿病」「高脂血症」「便秘、下痢」「アレルギー、花粉症」「ぜんそく」「貧血」「不眠症」「皮膚病」「がん」など、さまざまな病気・症状についてジェネリック医薬品があるそうです。いま使っている薬をジェネリック医薬品に替えられるかは、かかりつけの薬局に薬を持参して「この薬のジェネリックはありますか？」聞くのが、いちばん簡単で安心できる方法でしょう。その他にはインターネットで探すという方法もあります。日本ジェネリック医薬品学会のホームページにある「かんじゃさんの薬箱」(<http://www.generic.gr.jp/>)で、今使っている先発薬の名前を入力すればジェネリック医薬品の名前が一覧で表示されます。

では、いよいよジェネリック医薬品を試してみたいと思ったら、テレビCMでやっていたように、「ジェネリック医薬品が欲しい」と医師に伝える必要があります。ご存知のとおり、お医者さんから薬を処方してもらうには、その病院で薬を出してもらう「院内処方」と、処方箋だけをもって薬局で薬を買う「院外処方」という2つの方法があります。「院外処方」の場合にも「ジェネリック医薬品が欲しい」と伝える必要があるのは、処方箋の「後発医薬品への変更可」という欄に医師がサインをしなければ、薬局で薬剤師がジェネリック医薬品を出すことができないからです。

ただ、医師や薬剤師によっては、ジェネリック医薬品を使いたがらなかったり、希望しても断られるケースもあるようです。そういうときにはまず理由を聞きましょう。断るにはちゃんとした理由があるはずなので、それを聞いて納得することが大切です。その際には、医師たちが「ジェネリック医薬品について最新の正しい知識を持っているだろうか」とか「儲けのためだけに断ってはいないだろうか」とか検討しながら理由を聞くことより効果的かもしれません。

また、ジェネリック医薬品を試す方法として「分割調剤」を利用するというのも一つの手です。分割調剤とは、処方箋上は90日分の薬が出ることになっていても、まずは試しに2週間分だけ分割してもらうといった制度です。この制度を活用すれば、かりにジェネリック医薬品の効き目に違和感を感じて先発薬に戻す際に、費用を削減することができるというわけです。

なかむら のりこ
(中村 慎子)



「かんじゃさんの薬箱」(<http://www.generic.gr.jp/>)

出典:「ササッとわかるジェネリック医薬品」武藤正樹著(講談社)

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (有姿除却)

当社は、自動車部品の製造加工業を営んでいる7月決算の中小企業です。
昨年末に新型設備を導入したことにより、これまで使用していた旧設備が遊休状態となりました。
この旧設備は、今後使用する見込みがなく、今期決算において除却損を計上する予定です。
この場合、税務上も損金算入が認められますか？

Answer

ご質問の旧設備については、7月末までに物理的に除却された事実がなく、税務上、原則として除却損を計上することは認められません。
また、単に遊休状態で今後使用する計画がないというだけであり、有姿除却の要件である「今後通常の方法により事業の用に供する可能性がない」と見極める客観的な判断事由もないことから、税務上、除却損の損金算入は認められないと考えられます。

解説



法人税では、法人が有する固定資産を廃棄等した場合には、その廃棄等の直前の帳簿価額(その固定資産の処分見込額を控除した金額)が、廃棄等をした事業年度の損金の額に算入されます。
つまり、固定資産の廃棄等の事実をもって、除却損の計上が認められるのが原則です。

しかし、固定資産の廃棄等に多額の費用を要する場合もあるため、たとえ資産の物理的な廃棄等をしていなくても、一定の要件を満たせば、現状有姿のまま除却損を計上することが認められています。
税務上、有姿除却の対象となるのは、次のような固定資産です。

その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産
特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、その製品の生産中止により、将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなもの

ご質問の事例の場合、旧設備が、今後通常の方法により事業の用に供される可能性がないことが客観的に明らかかどうかポイントとなりますが、今後の使用見込みがないというのは、貴社の主観的な方針に過ぎないため、税務上、有姿除却が認められる可能性は低いと考えられます。

特定製品の生産のための専用金型等についても、単に特定製品の生産を中止したのみでは要件を満たさず、生産中止後製品の保証期間が満了している等その後の状況等による客観的判断が必要となりますので注意が必要です。

なお、平成19年4月1日以後に取得した金型については、短期間で残存簿価1円まで減価償却することができるため、今後、金型の有姿除却が問題となる場面は減少すると考えられます。

根拠条文等

法人税法 第22条 (各業年度の所得金額の計算)
法人税基本通達 7-7-1～7-7-2の2 (除却損失等の損金算入)